

山口県福祉サービス第三者評価基準

〔内容評価基準〕

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

（乳児院版）

山 口 県

（令和7年10月改定）

目 次

A-1	こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援	1
A-1-(1)	こどもの権利擁護	1
A①	A-1-(1)-① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	1
A-1-(2)	被措置児童等虐待の防止等	4
A②	A-1-(2)-① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	4
A-2	養育・支援の質の確保	6
A-2-(1)	養育・支援の基本	6
A③	A-2-(1)-① こどものころによりそいながら、こどもとの愛着関係を育んでいる。	6
A④	A-2-(1)-② こどもの生活体験に配慮し、こどもの発達を支援する環境を整えている。	8
A-2-(2)	食生活	11
A⑤	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	11
A⑥	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	13
A⑦	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	15
A⑧	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	17
A-2-(3)	日常生活等の支援	19
A⑨	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	19
A⑩	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	21
A⑪	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	24
A⑫	A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	26
A⑬	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	28
A-2-(4)	健康	30
A⑭	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	30
A⑮	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	32
A-2-(5)	心理的ケア	34
A⑯	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	34
A-2-(6)	親子関係の再構築支援等	36

A⑰	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	36
A⑱	A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	38
	A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア	42
A⑲	A-2-(7)-① 退所後、こどもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	42
	A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備	44
A⑳	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	44
	A-2-(9) 一時保護委託への対応	46
A㉑	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	46
A㉒	A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	48

A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) こどもの権利擁護

A① A-1-(1)-① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) こどもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) こどもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- ☐ こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- ☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- ☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
- ☐ こどもが自らの権利について理解を深めるよう、日常生活を通して支援している。
- ☐ こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることが、こどもに伝わるような養育を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、こどもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、こども自身を権利主体として尊重した支援への取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自分から声を上げられないこどもの権利を保障するための取り組みは重要です。

- こどもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 社会的養護関係施設では、こどもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所しているこどもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。
- こどもの権利について、こども一人ひとりの発達段階や状況等に合わせて、日常生活のかかわりを通して理解を促す取組が求められます。
- こどもが安心できる環境で大切にされる体験を積み重ねることが重要です。

(3) 評価の留意点

- こどもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- こどもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。
- 権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- こどもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「Ⅰ-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- こどもの最善の利益を目指した養育に関する理念を職員が共通理解するための取組として、「乳児院倫理綱領(全国乳児福祉協議会作成)」を活用している場合には、本項目で評価します。
- 日常生活のかかわりを通して、自らの権利について理解を深める取組を評価します。
- 職員が日常的にケアの視点として、こどもの権利を尊重していることを評価します。

○こどもの最善の利益を目指した、具体的な職員のかかわりや姿勢について理解し、日頃の養育を振り返るための取組として、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

A② A-1-(2)-① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

- ☐ 不適切なかかわりについて、具体的な例を示し職員に徹底している。
- ☐ 会議等で取り上げる等により、不適切なかかわりが行われていないことを確認している。
- ☐ 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。
- ☐ 不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。
- ☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設においてこどもの人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設は、こどもへの不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。

○研修等においては、不適切なかかわりの具体的な例を示して職員にその防止を徹底するとともに、実際に行われていないことを施設として確認していることが必要です。

○また、不適切なかかわり防止の視点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、職員体制（配置や担当の見直し等）の検討等を行うことも大切な取組です。

○不適切なかかわりの具体例を示し、こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、こどもからの訴えを受け止める体制整備等も求められます。

○不適切なかかわりがあった場合、発見した職員やこどもの対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。

○なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知することが求められます。

(3) 評価の留意点

○日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じている具体的な内容を確認します。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

A③ A-2-(1)-① こどものこころによりそいながら、こどもとの愛着関係を育んでいる。

【判断基準】

- a) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制を整備している。
- b) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるように努めているが、十分ではない。
- c) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制がない。

評価の着眼点

- ☐ 乳幼児に対する受容的・応答性の高いかわりを心がけている。
- ☐ こどもと養育者の信頼関係が築かれ、こどもが不安になった時など、いつでも応じられるように養育者が側にいるよう配慮されている。
- ☐ どの乳幼児も保護者等、あるいは担当養育者、里親等、特定のおとなと個別のかわりを持つことができる体制が整備されている。
- ☐ 特別な配慮が必要な場合を除いては、基本的に入所から退所まで一貫した「担当養育制」をとっている。
- ☐ 担当養育者と個別のかわりを持つことができる時間を確保している。
- ☐ 語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体のふれあいを通して心の安定を図り、心地よい状態を共有できるよう努めている。
- ☐ 被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、一人ひとりの乳幼児が特定のおとなと個別のかかわりを持ち、愛着関係を築くことができるようにするための体制整備について評価を行います。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児期は、身体的発達、人格形成においても、その基盤が形成される重要な時期です。この時期の不適切な養育がもたらす心身への影響は極めて大きいものです。そのため、乳幼児には、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかかわりが必要であり、そのための養育環境を十分に整備しておく必要があります。中でも、被虐待経験のある乳幼児は、適切な愛着関係や母子関係など人との信頼関係の構築がなされないことから、一般的に養育者との間に問題が生じやすく、将来の人格形成にも極めて深刻な影響を及ぼす恐れがあります。そのため、早期からの適切な養育支援により、虐待の影響からの回復と健全な育ちを保障していく体制づくりが必要です。

○保護者等から離れて暮らす乳幼児にとって、個別のかかわりを持つことができるおとなの存在は、心身の成長発達に欠かせないものです。特定のおとなと愛着関係を築くことで、乳幼児は他人に対する信頼感と自己肯定感を育てることができるのです。

(3) 評価の留意点

○基本理念や職員体制、職員による乳幼児との愛着関係を育むための取組、被虐待児童への特別な配慮等を評価します。

○乳幼児の愛着行動の発達過程において、月齢 6 ヶ月以降は特定のおとなとの愛着関係を深める時期であることから、乳児から幼児への発達段階などによってそれまでの担当養育者が別の担当養育者に交代することは、極力避けなければなりません。愛着の対象者を保障するために、施設として、入所から退所まで基本的に一貫した「担当養育制」をとるなどの工夫が行われているかを評価します。

○ただし、担当養育者の退職や休職、あるいは担当児との間でより良い関係性を築くことが難しい場合などには、担当養育者の交代も止むを得ない場合もあることに留意します。

A④ A-2-(1)-② こどもの生活体験に配慮し、こどもの発達を支援する環境を整えている。

【判断基準】

- a) こどもの生活体験に配慮し、こどもの発達を支援する環境を整えている。
- b) こどもの生活体験に配慮し、こどもの発達を支援する環境を整える取組が十分ではない。
- c) こどもの生活体験に配慮し、こどもの発達を支援する環境を整えていない。

評価の着眼点

- ☐ 日々の生活リズムは発達やこどもの気持ちに沿いながら一人ひとりにあった形で進められている。
- ☐ 入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じるこども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。
- ☐ 一人ひとりのこどもの欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。
- ☐ こどもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをしている。
- ☐ 安定した環境の中、おもいおもいに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具などがあり、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。
- ☐ 他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚などの個別化が図られている。
- ☐ 自然と触れ合える外遊びが養育者との十分なやりとりを交え提供されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、日々のいとなみを通し、こどもを主体とした育ちが豊かに保障されているか、こどもの発達を支援する環境が整えられているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○発達を支援する環境を作り出すためには、乳幼児が安全であると感じ、安心感を持てるようにすることが大切です。こどもが何かをしたときに、適切な応答があれば、こどもは自分に対する自信を持つことができるようになり、周囲への信頼感を高めます。このような応答的な環境を整えるとともに、入所前のこどもの生活状況や月齢の違いによる発達特性を考慮して、その時に必要な対応をするように努めることが大切です。

○こどもを主体とした育ちを保障するためには、安全に配慮しながら、こどもが好奇心を刺激され、充実した遊びや生活体験を積み重ねるための取組が重要です。その際、自然にふれあいながら、豊かな体験を心に取り入れる工夫も大切です。また、そうした生活環境の中では、自分が所有するものを意識できるようにする取組も重要となります。

(3) 評価の留意点

○乳児院における養育の基本は、こどもが養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることです。個々に応じて日々のいとなみが柔軟に遂行されるよう心がけられているかを確認します。

○こどもは、安全で安心感のある環境のもと、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかわりを通しておとなや社会に対する絶対的な信頼を獲得していきます。養育者がこどもの情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく仕草や言葉で応答することにより、こどもが自分の思いを共有してもらう他者の存在を獲得できるように心がけているかを確認します。

○こどもへの働きかけや言葉かけが適切であるかを確認する体制として、自らの養育の振り返りが出来るシステム(自己評価、カンファレンス、スーパービジョンなど)や適切なツール(チェック項目)などの体制が整備され、それらを活用して実施できているかを確認します。

○戸外遊びや買い物、畑での野菜や果物を育て収穫する体験など、その施設独自の「豊かな生活」を保障している内容を確認します。

○安全面の配慮として、一般家庭では低い位置に設けられるコンセントが高い位置に置かれているなどの配慮も確認します。

- 「家庭的養護」が推進されていることを考慮し、「小規模グループケア」を実施している施設以外でもこどもが生活する場を一般家庭のそれに近づけるような工夫がなされているかを確認します。

A-2-(2) 食生活

A⑤ A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて、適切な授乳を行っている。
- b) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて授乳を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせた授乳を行っていない。

評価の着眼点

☐ 授乳は、自律授乳を基本としつつ、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を工夫している。

☐ 授乳時は、乳幼児を抱いて、目を合わせ、やさしく言葉をかけ、ゆったりとした気持ちで飲めるように配慮している。

☐ 授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。

☐ 一人飲みをさせていない。

☐ 生体リズムの乱れなどで自律授乳や自発的意思の授乳が難しい乳幼児には、その子の状態に応じた授乳を工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、乳幼児に対して適切な方法により授乳が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児期の栄養は、もっとも基本的な命の保障のために必要であり、順調な発育・発達に大きく影響します。まず、基本的な月齢別栄養所要量(水分量も含め)を知ることが大切であるとともに、ミルクの必要量、授乳間隔については個人差が大きく、授乳は乳幼児が欲しいときに欲しいだけという自律授乳が一般的な考え方の基本であることを認識します。ただし、調節能力の不十分な乳幼児にはミルクの量、時間をコントロールする必要があります。

○乳幼児は、栄養だけでなく養育者のやさしくあたたかい心も同時に飲んでいきます。養育者はしっかり乳幼児と目を合わせ、呼吸を合わせながら集中して心をこめた対応を心がけることも重要です。

(3) 評価の留意点

○授乳は乳幼児の成長の基本となります。まず、発達に応じた量や時間の間隔、排気のさせ方などの基本的な援助方法が、マニュアル等によって施設内で共通理解されていることを確認します。

○その上で、一人ひとりの乳幼児の個性やその日の体調などに合わせた個別の対応、授乳中乳幼児が安心した状態でいられるような配慮などについて、具体的な工夫や取組を評価します。

A⑥ A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて十分な配慮をしている。
- b) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて配慮しているが、十分ではない。
- c) 離乳食を進めるに際し、その意義や留意点に基づいた配慮をしていない。

評価の着眼点

- ☐ 在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人ひとりに合わせた食の取組が行われている。
- ☐ 個々の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物や味に慣れさせている。
- ☐ 食事をいやがったり遊びだしてしまう場合にも、時間をかけてゆったりとした気持ちで与えている。
- ☐ 噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫している。
- ☐ 栄養士や調理員等は養育者とともに、咀嚼や嚥下の状況を確認し発育状況や体調を考慮しながら離乳食を進めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、離乳食を進める際の基本的な留意点などに関する援助内容を具体的に評価します。

(2) 趣旨・解説

○離乳を進めるにあたっては、基本的な栄養摂取量と進度に関する知識を共有しながら、開始時期やすすめ方、量などは個人差があることに留意し、無理をせずに養育者と栄養士等の担当者が密に連携しながら調整していくことが大切です。

○離乳食には、①エネルギーや栄養素の補給 ②咀嚼（噛むこと）の発達 ③味覚の発達 と大きく3つの目的があります。離乳とは乳をやめることではなく、母乳やミルクの液体から一般的な食事、固形食に移行していくことです。

①栄養補給 乳児は成長（発育・発達）するにつれて、母乳やミルクだけでは不足するエネルギーや鉄分等の栄養素を補っていく必要があります。乳児の成長に見合った食品を使い、その時期にふさわしい形態に調理して提供します。

②咀嚼機能 乳首から吸って飲む（吸綴）活動から、離乳食を与えることで食べ物を「飲み込む」「舌と上あごでつぶす」「歯ぐきでかみつぶす」と発達していきます。また、食べさせてもらっていた乳児も次第に自分の手で食べ物を口に運べるようになります。

③味覚の発達 母乳やミルク以外の味を知るということは、乳児の味覚の幅をぐっと広げます。食べる楽しみも増え食べる喜びを親と共有することができるようになることが、心の豊さにつながります。

○離乳食開始にあたっては、医師（嘱託医）と相談の上、食物アレルギーへの対応も必要です。

(3) 評価の留意点

○離乳食について、マニュアル等によって施設内で基本的な知識、離乳食の意義、具体的な援助方法などが共通理解されていることを確認します。

○離乳食が養育者と栄養士等の連携のもとにすすめられていることを確認します。

○ネグレクトなどの虐待や発達の遅れにより、咀嚼できずに丸呑みしていたり、味への抵抗をしめしたりするこどもには、その子に応じて、形態をもどして咀嚼機能を促すなどの治療的対応についても評価します。

○食物アレルギーへの対応については、A⑧ A-2-(2)-④栄養管理で評価します。

A⑦ A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるような工夫に配慮を払っていない。

評価の着眼点

- ☐ 食事場所は清潔に保たれ、明るく楽しい雰囲気でき食事ができるよう工夫している。
- ☐ こどもが食べやすいように、身体に合わせテーブルと椅子の高さを適切に調整している。
- ☐ 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすいものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。
- ☐ 食前の手洗い、食前食後のあいさつ、食後の歯磨きなどが定着するよう支援している。
- ☐ 養育者や他児と一緒に食事を楽しんでいる。
- ☐ 食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、おいしく楽しく食べられるように、こどもと視線を合わせ、様子をみながら言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。
- ☐ 日々の食生活を通じて食べたいものや好きなものが増える工夫がされている。
- ☐ お腹がすくリズムが持てるよう、朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。
- ☐ 栄養士、調理員等が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理を工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○食事は、乳幼児の身体的成長の基本であることから、年齢等に合った調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの乳幼児に配慮することが大切です。

○また、食事は心を育てるうえでも重要な意味があります。食事がおいしく楽しいものであるという共感を持ちながら、こどもの食事への意欲を育てることが大切です。

○食堂の雰囲気や食器類は、食事を楽しめるようにするための工夫がなされていることが大切です。また、食器類は個人用のものを用意したり、食材の種類が分かるような調理方法を工夫したり、さらに、こどもと養育者等と一緒に調理を行ったり、テーブルでおかずをお互いによそうといったことも、食事に関わる大切な取組といえます。

○食物アレルギーを持つこどもは、成長にそって長い治療が必要になる場合もあります。医師の指示に基づきアレルギーの除去食の実施、除去食の解除など治療という観点を持ち対応を行います。

(3) 評価の留意点

○乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取組が行われているかを確認します。

○離乳食から幼児食へ移行期は、食事の摂取量や嗜好などの個人差がはっきりしてくる時期でもあります。小食児や食べ方の遅いこどもなどに対し、個別の対応がどのように行われているかを確認します。

○食育に関する取組はA⑧ A-2-(2)-④栄養管理で評価します。

○食物アレルギーへの対応については、A⑧ A-2-(2)-④栄養管理で評価します。

A⑧ A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。

【判断基準】

- a) 適切な栄養管理が行われている。
- b) 栄養管理を行っているが、十分ではない。
- c) 栄養管理を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。
- ☐ 栄養だけではなく季節感を取り入れた食事が提供されている。
- ☐ 乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に個別に対応した食事を提供している。
- ☐ 乳幼児の嗜好や栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。
- ☐ さまざまな「食育」への取組を行っている。
- ☐ 発達に応じて、食事の準備や食事作りを見たり、かかわる機会を持ち、食べることに興味関心を持つことができるよう工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、栄養管理の実施状況について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児の栄養は、基本的な命の保障のために必要なものであり、順調な発育・発達に大きく影響します。基本的な月齢別栄養所要量（水分量を含む）をもとに栄養摂取を進めることが不可欠です。また、食を通してこどもの心と身体の成長を支えるためには、個人の体調変化や食物アレルギーへの適切な対応を検討し、実行する栄養士・調理師・保育士等の連携体制が必要です。

○食をとおしてこどもの心身の健全育成を図る取組を意図的に行っていくことを「食育」といいます。「食を営む力」は生涯にわたって育成されていくものです。乳幼児期は「豊かな人間関係のなかで食を楽しむことができる」その基礎を培う大切な時期であり、意識的に取り組むことが大切です。

(3) 評価の留意点

○身体的発達が著しい乳幼児期に適切な栄養を摂取することは、その後の成長にもかかわる重要なファクターです。専門的知識に基づいた献立の作成、実際の摂取量の把握、アレルギーや疾病への配慮などを基本とし、一日一日の乳幼児の体調や様子に合わせた栄養管理が行われているかを確認します。

○食物アレルギーへの対応については、離乳食開始期のアレルギーの有無のチェックや、その後のアレルギー除去食の提供の実態を確認し評価します。

○食事への興味関心を育てるために、食事を一緒に作ったり、野菜を育てたりする体験も大切な取組です。「食育」への取組（栄養指導や食事作り野菜づくり）を確認し評価します。

A-2-(3) 日常生活等の支援

A⑨ A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

【判断基準】

- a) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意し、状況に応じて適切に使用している。
- b) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意しているが、状況に応じた使用が十分ではない。
- c) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類が十分に用意されていない。

評価の着眼点

☐ 衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。

☐ 乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用している。

☐ 気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。

☐ 寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中が出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。

☐ 衣類は個別化し、個人別に収納している。

☐ こどもが好きな衣類を選択できるよう配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、衣類の準備や管理等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○衣類は、寒暖の状態に適した枚数と厚さを考慮し、活動を阻害せず、清潔を保ち、肌に刺激のない素材を選択する等の対応が必要です。また、衣類は個別化し、個人別に収納するなど自分で好きな衣類を出して着替えたり片付けたりすることを楽しめる工夫も大切です。

(3) 評価の留意点

○衣類管理の基本である清潔さに加えて、気候や場面の变化、心身の発達に応じて、乳幼児が常に快適な状態でいられるような具体的な援助が行われているかを確認します。

○材質、サイズ、動きやすさ、着脱のしやすさなどに配慮した衣類が、一人ひとりの乳幼児に個別に用意されていることを確認します。

○一日の中でも天候や気温の変化、乳幼児の活動状況などに応じて適宜着替えを行うなど、生活場面での個別の援助が、職員全体の共通理解のもとに行われているかを確認します。

○衣類管理・援助に関する取組を、訪問調査によって具体的に確認して評価を行います。

A⑩ A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、具体的な工夫を行っている。
- b) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、工夫を行っているが、十分ではない。
- c) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいない。

評価の着眼点

- ☐ 室内の環境として、温・湿度、換気、明るさ、静かさ、音楽などを快適に保っている。
- ☐ 寝具の環境として、肌に触れる素材は綿素材を用い、広さ、形状、硬さなどを快適に保っている。
- ☐ 睡眠時の状況を観察している。
- ☐ 快適に十分な睡眠をとれるよう、個々の乳幼児の発達・心理に配慮した職員の対応など具体的な独自の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、睡眠を快適に十分にとることができるようにするための環境整備や、工夫等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児にとって睡眠は、心身の発達に重要な影響を与えます。本評価基準では、安定した睡眠のための支援について、環境整備や個々の乳幼児の発達・心理に配慮した具体的な職員の対応などの取組について評価を行います。

○快適な睡眠環境を確保するためには、室温や湿度に配慮し、静かで適度に暗く眠りやすい環境や雰囲気を整えることが必要です。見回りの際に、表情や呼吸の確認ができる程度の照明を使うことができること、さらに気候に適した快適な寝具を用意することも大切です。

○心地よい眠りが機嫌のよい目覚めをもたらし、生き生きした心の働きが外界へ向かって活動をはじめるといえます。こうした安定した睡眠が、発達に応じて十分に確保できるように、個々の乳児の気持ちに配慮し、快く就眠できるように工夫することが求められます。

○寝ている時間の長い乳幼児にとって、環境面での不備は皮膚疾患や呼吸器系の疾病など直接健康を害する原因となり、心身の発達を妨げる要因となります。

(3) 評価の留意点

○ベッド、寝具、照明、換気、室内の温度・湿度などの状況を、訪問調査によって確認します。

○入所前に乳幼児に適切な養育環境が提供されなかったことにより、良好な睡眠のリズムが獲得できていないこともあります。良い眠りにつくための入眠時の支援など、リズムを獲得させるための工夫が行われているかについても確認を行います。

○着眼点の具体例として、環境面では湿温計を備え付け、乾燥時には加湿器、多湿期には除湿器などを使用し、適温・適湿を保っているなどの取組、また、職員の対応としては、安心して心地よい眠りにつけるように、入眠時に子守唄を歌う等工夫している、さわやかな目覚めになるように、目覚めたときに目線を合わせてやさしく声をかけている、一時的に覚醒したときには迅速かつ穏やかに再入眠できるような工夫をしているなどが考えられます。施設独自の工夫・取組があれば評価の対象となります。

○環境面については施設内の見学などで確認し、また、職員の対応については、マニュアルや自立支援計画、養育計画等の計画票、会議録等で確認します。

○乳幼児突然死症候群（SIDS）については、A^⑭ A－2－（４）－①で、窒息等の睡眠時の事故については、37 Ⅲ－１－（５）－①で取り扱います。

A⑪ A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

【判断基準】

- a) 快適な入浴・沐浴支援を行っている。
- b) 快適な入浴・沐浴支援を行っているが、十分ではない。
- c) 快適な入浴・沐浴支援を行っていない。

評価の着眼点

☐ 入浴・沐浴を毎日している。

☐ 浴室・沐浴槽などの設備やタオル・バスタオルなどの備品は常に清潔が保たれている。

☐ 乳幼児の年齢、発達、発育等、個々の状況に応じた入浴方法がとられている。

☐ 安心して、心地よく、楽しい入浴・沐浴になるような言葉掛けなどの配慮がなされている。

☐ 入浴・沐浴に際し、おもちゃ等を用意し、心地よい体験になるよう工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、乳幼児の快適な入浴・沐浴を実行するための環境整備や、工夫等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○入浴・沐浴は、清潔を保つため、感染予防の観点から欠かすことができないものです。また、入浴・沐浴は、こどもと大人のスキンシップの場でもあり、ゆっくりと遊びながら、楽しく入浴することによって、こどもたちの歓声と笑い声があふれる場にすることが大切です。

○適切な入浴・沐浴によって清潔を保つことは、乳幼児の健康維持の基本です。また、養育者（担当職員）とのふれあいや楽しく心地よい体験は、基本的な信頼関係を育み精神的安定・成長へとつながるものです。

(3) 評価の留意点

○入浴とするか沐浴とするかなど、入浴方法を決める際には、単に年齢で判断するだけでなく、乳幼児一人一人の発達、発育等、個々の状況を的確に把握しながら、最適な入浴方法が個別に採用されているかを確認します。

○入浴・沐浴を単に健康・清潔の視点だけでとらえるのではなく、乳幼児の心の安定・成長にも目を向けた工夫、取組を評価します。着眼点以外にも施設独自の取組があれば、評価の対象となります。

○安全管理は前提となりますが、援助方法や設備面などで独自の取組（職員と一緒に入浴する等）があれば評価の対象となります。

A⑫ A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

【判断基準】

- a) 乳幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫している。
- b) 乳幼児が排泄への意識を持てるように、援助方法を工夫しているが十分ではない。
- c) 乳幼児が排泄への意識を持てるような、具体的な援助方法を工夫していない。

評価の着眼点

- ☐ おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をマッサージなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝えるように心がけている。
- ☐ 発達段階に応じて、排泄への興味が持てるように配慮している。
- ☐ 発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便座に誘導するなどして自分から便座に座る意欲を持てるように配慮している。
- ☐ 発達段階に応じて、個々の幼児のリズムや気持ちに合わせて誘導を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、排泄援助に関する具体的な援助方法を、マニュアルや実施記録などの確認と訪問調査によって評価します。

(2) 趣旨・解説

○おむつ交換等の排泄援助では、乳幼児の快適な気持ちを引き出すとともに、健康状態の把握のためにも便の性状、回数、尿の状態等を観察することが大切です。排泄の自立は、自分で尿意や便意を感じ、自分から排泄を予告し、決まった場所で排泄することを、正しい知識に基づきステップを踏みながら進めることが大切です。

(3) 評価の留意点

○排泄の自立は乳幼児の成長過程の中で重要なポイントとなります。一人ひとりの乳幼児の発達状況や個性に合わせて適切な排泄の援助を行うことは、乳幼児の自信や自分への信頼感を育てることにつながります。こうした乳幼児の発達過程についての正しい知識に基づき、適切な援助が行われているかを確認します。

○入所年齢が高くなってきている乳児院においては、性別による排泄の違いが考慮されているかを確認します。

A⑬ A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。
- b) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるような工夫を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫している。
- ☐ 戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。
- ☐ 模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかかわりができるように配慮している。
- ☐ 養育者や他のこどもと楽しく遊ぶことができるよう心がけている。
- ☐ こどもの五感を育てる遊びが提供できるよう工夫している。
- ☐ 月齢により、収納場所を設け、玩具の個別化をし、自分の物という喜びや認識ができるよう工夫している。
- ☐ こどもの手の届く所に玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れして遊べるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるようにするための工夫について、各種取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○こどもは遊びを通じて、運動能力、知的発達、手指の操作等を高めていきます。また、探索心、好奇心を満ち、生き生きと充実して遊ぶことは、精神の健康の維持にも大切です。発達段階の初期から遊びを豊かにするためには、養育者が対応できる機会を逃さず、適切なはたらきかけを行ったり、環境的刺激（遊具、玩具等）を工夫するなど、意図的に遊びの機会や素材を準備していく取組が必要です。

○乳幼児は遊びを通じて、好奇心を育てたり身体機能の発達を促したりし、自分の世界を広げていきます。それぞれの時期に応じた遊びについて適切な援助が行われることにより、他人との豊かな交流を経験したり社会性を育てていくことにもつながります。

(3) 評価の留意点

○それぞれの乳幼児の発達状況や個性に配慮し、専門的視点からの計画や玩具の用意をするなど、具体的な援助が行われているかを確認します。

○また、一部の玩具については個別化するなど、家庭と異なる環境にある乳幼児に対しての細やかな配慮が行われているかどうかも評価の対象となります。

A-2-(4) 健康

A⑭ A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康管理が行われていない。

評価の着眼点

☐ 健康観察記録を作成し、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。

☐ 日常的に医療機関等と適切に連携するよう努めている。

☐ 嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察を行っている。

☐ 乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。

☐ 異常がある場合には、医療機関を受診するなど適切に対応している。

☐ ミルクや離乳食を開始した当初は、発疹などアレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談し対応策を講じている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、日々の乳幼児の健康管理を目的とした、日常的な医療機関との連携や、一人ひとりに対する健康状態の把握等の取組、また、異常がある場合には適切に医療機関を受診することなどの具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○こどもの健康状態の把握については、まず入所時においてこどもの健康状態を観察することはもとより、日々、適宜、こどもの状態を観察し、病気の早期発見に努める必要があります。また、何らかの異常が発見された場合には、嘱託医など医師と相談し、適切な処置をとるとともに、必要に応じ保護者等や児童相談所などの関係機関に連絡することも必要となります。

(3) 評価の留意点

○医療機関などに対し、常日頃から乳児院への理解を求めていくことが大切です。そのために、乳児院による努力の積み重ねが行われているかを確認します。

○健康状態の把握方法として、体温や鼻汁、咳、喘鳴、便の回数や性状、機嫌などについて、1か月にわたる健康観察記録を記録するようにし、日々の症状の変化が一目で健康状態の流れとして把握できるように工夫するなどの取組が行われているかを確認します。

○体温測定とその測定結果の活用方法などの内容を含む、日常的な健康管理に関する対応、異常が見受けられた際の医療機関受診等の対応、また、救命処置が必要な場合などの緊急を要する対応などについて、施設としての方針を明確にしているかどうかをマニュアルや熱型表等で確認します。

○保護者等、児童相談所等への連絡方法について、確実に実施できるようにする工夫が行われているかを確認します。

○乳幼児突然死症候群（SIDS）については、本評価基準で取り扱います。

○日常的な連携のために、小児科医、耳鼻科医、外科医、皮膚科医、小児神経科医や療育機関、児童精神科医などの地域医療機関や専門機関などをリストアップしておく必要がありますが、リストの有無については、Ⅱ－４－（２）－①で評価します。

○また、医療機関のほか、児童発達支援センター等との日常的な連携も考えられます。

A⑮ A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。

【判断基準】

- a) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。
- b) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で対応策をとっているが十分ではない。
- c) 病・虚弱児等の健康管理について、特別な対応策をとっていない。

評価の着眼点

- ☐ 病・虚弱児等個々の健康状態の変化が、常に把握できるように工夫している。
- ☐ 服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っている。
- ☐ 専門医や主治医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じた療育計画や発達支援計画などを含む支援のプログラム等を作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。
- ☐ 専門医や主治医による定例的な診断を受けている。
- ☐ 異常所見がみられた場合には、速やかに専門医や主治医に相談できる連絡体制をとっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、病・虚弱児等の健康管理について、健康観察記録や服薬管理表などの管理ツールの活用状況や、医師との連携体制の構築状況など、具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○病・虚弱児等への対応では、まずその症状を的確に観察、把握することからはじまり、ついでその症状を起こすであろう病気の原因を考え、実際の対応を行うことが大切です。

○体調が急激に変化する乳幼児の場合、病・虚弱児等の健康管理には特に注意を払う必要があります。日常的には、日々の健康状態の把握や、服薬、定期的な医療機関の受診その他の留意すべき事項の確実な実施が不可欠であり、状態が変化した場合には速やかに対応できる体制の整備が求められます。また緊急時に限らない専門医や主治医との連携体制を確立する必要があります。

○病・虚弱児等への適切な対応のため、日頃より施設内の嘱託医や看護師等の専門職の連携、外部の関係機関としての専門医や主治医と嘱託医を含めた施設職員との連携が密に行われている必要があります。

(3) 評価の留意点

○単にいつも注意している、というような抽象的な方法ではなく、リハビリテーション等の特別対応や声のかけ方の工夫、行動を促すための視覚的な提示方法の工夫など、具体的な支援・取組について評価を行います。

○本評価基準で述べる「病・虚弱児等」は、その児に特化した支援が必要な乳幼児と捉え、身体障害児、知的障害児、発達障害児等も含まれます。

A-2-(5) 心理的ケア

A⑯ A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な乳幼児に対して必要な心理的支援を行うとともに、保護者等への心理的支援も行っている。
- b) 必要な心理的ケアを行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な乳幼児と保護者等に対して、支援を行っていない。

評価の着眼点

☐ 心理的な支援を必要とする乳幼児について、保護者等への支援も視野に入れた自立支援計画や養育計画に基づき、心理支援内容が明示されている。

☐ 心理支援内容には、個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。

☐ 心理職をおき、乳幼児にも保護者等にも心理的な援助を行える体制が整っている。

☐ 必要に応じて外部の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。

☐ 心理的なケアが必要な乳幼児や保護者等への対応に関する職員研修やコンサルテーションが行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、自立支援計画や養育計画に基づく心理的支援内容の明示と支援の実施状況、心理的支援を行うための体制整備の状況等について、評価します。

(2) 趣旨・解説

○入所する乳幼児と家族の状況が複雑化・深刻化する中で、心理的支援の重要性が高まっています。日常生活の様子から、愛着関係の構築や発達状況などの課題を把握し、個別的な支援を行うことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 「乳児院における心理職のガイドライン」（全国乳児福祉協議会出版）を参照し、乳児院における心理職の業務内容について理解がなされているかを確認します。
- 本評価基準の評価対象となる取組には、施設で生活する乳幼児への心理的ケアだけでなく、親子関係の構築、家族との再統合・家庭復帰を視野に入れた、保護者等への心理的支援等も含まれます。

A-2-(6) 親子関係の再構築支援等

A⑰ A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

【判断基準】

- a) 施設は家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。
- b) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。
- c) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。

評価の着眼点

☐ 家庭支援専門相談員が中心となって施設と家族との信頼関係を構築するように努めている。

☐ 施設が家族と共にこどもの成長を喜び合う雰囲気大切にしている。

☐ 面会時に必要に応じて保護者等の養育スキルの向上を支援している。

☐ 保護者等の相談に積極的に対応するための保護者等面接の設定等、専門的なカウンセリング機能の充実に努めている。

☐ 家庭支援専門相談員は、家族に寄り添い、保護者等の言葉を傾聴する役割を担っている。

☐ 乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子を写真やお手紙に書いて家族に伝えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立しているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設は、家族関係の調整のために、まず家族との信頼関係作りを行わなければいけません。
- 家庭との関係調整には、平成11年から配置されている家庭支援専門相談員の活用が重要です。
- 職員は、こどもの日常生活の様子や幼稚園、地域、施設行事等の予定や情報を、家族に随時知らせる必要があります。その際にこどもの協働養育者としての視点に立つことが大切です。
- 保護者等とこどもの愛着関係の確立や保護者等の養育意欲の形成を促すためには、専門的な見地からのサポートが必要です。施設の職員は、家族の不安や抱えた心理課題を受けとめ、寄り添い、課題に向けた具体的な示唆ができるよう、専門性を高めることが求められます。
- 家庭との調整のためには児童相談所との連携は不可欠です。家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議が行われる必要があります。
- 児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、保護者等の相談に積極的に応じることのできる専門的なチームを作るように心がけることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 施設が家族に積極的に働きかけを行っているかどうかを記録等で確認します。
- 施設と家族との信頼関係を構築するためには、家族の現状を細かく理解することが重要です。施設と児童相談所との情報交換の状況を記録等で確認します。

A(18) A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

- ☐ 家庭支援に関する具体的なプログラムや配慮事項が明記されている。
- ☐ 入所理由の理解とケアの方向性についてアセスメントしている。
- ☐ こどもと家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- ☐ 面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者等との関係性が好転し、保護者等の養育意欲が向上するよう支えている。
- ☐ 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかわりがあった場合には、その発見ができるように努めている。
- ☐ 課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相談のできる機関を十分に把握し、連携をとっている。
- ☐ 児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生、親子関係の再構築に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、親子関係再構築のための家族への支援の取組状況等について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第23条により、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図ることが規定されています。また第25条には児童相談所等の関係機関と密接に連携して家庭環境の調整に当たらなければならないと規定されています。

○親子関係の再構築のためには、児童相談所との連携や協働が大切です。児童相談所の作成した援助指針をもとに支援方針を作成し、支援を展開します。支援を展開する上では、こどもと家族との関係性の現状を丁寧にアセスメントし、そのアセスメントを基に、より具体的な支援方針を策定し、実践し、評価し、再アセスメントするシステムを構築しておくことが大切です。

○特に入所時の保護者等と話し合いにおいて「親子関係再構築」が目標となるケースにあっては、そのプロセスづくりに、面会・外出・一時帰宅が重要な要素となります。取組にあたり、施設職員が親子関係の再構築にあたっての留意点や保護者等の課題に対する認識を十分に持っていることが大切です。

○支援する際に、施設は保護者等とともにこどもを養育するという立場を明確にし、具体的な家庭支援計画を立案し、保護者等と共に実践することが大切です。

○面会・外出・一時帰宅などの際に、保護者等の不適切なかかわりや、強引な引取り（施設からの強引な連れ出しや外出から施設に戻さない等）があった場合には、こどもの命と安全・安心を守ることを最優先にし、関係機関との連携によって適切な対応をとることが必要です。

○取組には、家族等との交流の乏しいこどもに対する配慮や、面会や外出等を希望しないこどもへの対応等も含まれます。

○令和4年児童福祉法改正により、親子関係の再構築等が必要と認められる児童とその保護者を対象とし、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う親子関係再構築支援事業が都道府県の事業として制度に位置付けられました。このような事業とも連携し、親子関係の再構築に向けた支援を行っていくことが求められます。

(3) 評価の留意点

○親子関係再構築の評価を行なう場合、以下のようなケースがあることにも留意しておく必要があります。

- ① 養育拒否等の理由により、特別養子縁組が前提となる支援を行う場合の取組評価
- ② 養育里親への措置変更が前提となるケースの評価

- ③ 保護者等の精神疾患等の理由により家庭引取りは困難だが、こどもとのかかわりは面会等の機会を通して継続するケースの評価（児童養護施設への措置変更が考えられるケース）
 - ④ 入所の際の課題が克服され、家庭引取りが可能なケースの評価
 - ⑤ 社会資源を利用することにより家庭引取りを促進するケースの評価
- 面会、外出、一時帰宅の際に、施設がこどもや保護者等と協議の上で目標を立てているかどうか確認します。
- 一時帰宅の際に児童相談所と協議を行い連携し、家庭訪問等を実施しているか確認します。
- 施設内において、家庭支援専門相談員、個別担当職員、心理療法担当職員、担当養育者、里親支援専門相談員、施設長等の中で、ケース会議が定期的の実施され、記録を残しているか確認します。
- 児童相談所との間において親子の関係性についての具体的な情報交換の記録を確認します。

A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

A⑱ A-2-(7)-① 退所後、こどもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 退所後、こどもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。
- b) 退所後、こどもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 退所後、こどもが安定した生活を送ることができるような取り組みはしていない。

評価の着眼点

☐ こどもの退所先に応じて、退所後の生活に向けて必要な支援を行っている。

☐ 退所後、施設に相談できる窓口（担当者）がある等、必要に応じた支援をするための体制を整えている。

☐ 児童相談所や関係機関、民間団体等と連携を図りながら退所後の支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、退所したこどもが安定した生活を送ることができるよう、退所に向けた支援と退所後の支援（アフターケア）について、施設における体制や関係機関との協力等がどのように構築され、具体的に実践されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○こどもは、自分の家と家族から分離され、乳児院での養育・支援を受け、そして退所によってまた新たな生活を送ることは、とくに乳児にとっては大きな影響を受けることになります。

○そのため、言葉では表現できないこどもの気持ちを受け止めて配慮をする必要があり、退所先に応じて新しい生活に移るこどもにとって大きな影響を与えないように努めなければなりません。

○できる限り養育・支援の一貫性を確保しつつ、新しい生活へのスムーズな移行とその後の安定した生活を送ることができるよう、退所に向けた支援と退所後の支援は施設にとって重要な業務として捉え、支援体制を整え、必要に応じて関係機関や支援団体との協力関係を構築しながら実践していく必要があります。

(3) 評価の留意点

○一人ひとりのこどもの状況に即して、退所後の生活を見越した取組が行われているかを、自立支援計画や記録により確認します。

A-2-(8) 継続的な里親等支援の体制整備

A②0 A-2-(8)-① 継続的な里親等支援の体制を整備している。

【判断基準】

- a) 継続的な里親等支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいる。
- b) 里親等支援の取り組みは行っているが、十分ではない。
- c) 里親等支援の取り組みは行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 家庭的養護を推進し、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親等委託を推進している。
- ☐ 里親等委託の推進に当たり、里親支援機能の充実などの中・長期計画を明確にしている。
- ☐ 里親等委託の推進、地域の里親及びファミリーホームに対する継続的な支援の体制を整備している。
- ☐ 里親等委託に当たり、委託に至るまでに里親・児童相談所・里親支援センター等と丁寧な連携を行っている。
- ☐ 里親を希望する地域の人を対象に相談を行うなど、支援の取り組みを行っている。
- ☐ 相談支援のほか研修、レスパイトを行うなど、里親等の状況に応じた取り組みを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、継続的な里親等支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいるかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 乳児院は、里親等支援の拠点としての地域支援機能が期待されています。
- 里親等支援には、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）のほか、施設に里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）が配置されている場合は活用が重要です。なお、里親支援専門相談員は令和6年度以降、新規の配置はできないこととされています。
- 自らの施設の措置児童の里親等委託を推進するのみならず、里親を希望する地域の人たちを対象に相談を行ったり、専門里親・未委託里親等の研修を受け入れたり、里親等のレスパイトを行うなどの継続的な支援体制を整備するなど、里親支援業務の担い手としても期待されています。
- 里親支援専門相談員の業務内容には、里親等委託の推進、里親等への支援、里親等を対象とした研修やトレーニング等の実施、里親等への委託後または委託解除後の児童の自立支援などがあげられます。
- 児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、里親等の相談に積極的に応じることのできる専門的なチームづくりを図ることが大切です。
- 令和4年児童福祉法改正により里親支援センターが児童福祉施設として新設されました。里親等委託にあたっては里親支援センターやフォスタリング機関と連携することも求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設が里親等委託・継続的な里親等支援の体制を整備し積極的に取り組んでいるかどうかを記録等で確認します。

A-2-(9) 一時保護委託への対応

A②① A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

【判断基準】

- a) 一時保護を受け入れる体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。
- b) 一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れ体制が十分ではない。
- c) 一時保護を受け入れる体制が整わず、受け入れを行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 児童相談所と連携して、初期の情報共有とアセスメントに努めている。
- ☐ 一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。
- ☐ 入所時の健康管理に努めている。
- ☐ 感染症やアレルギー等の観察と配慮に努めている。
- ☐ 多様な職種が連携・協同し、一時保護後の養育環境（家庭復帰・里親、児童福祉施設等）の確保に向けてアセスメントに基づく支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳児院は、乳児について児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能が期待されています。

○「養育保障のためのこどものアセスメント」、「家族再構築のための親子の関係性アセスメント」、「養育の場をつなぐための社会資源アセスメント」など、児童相談所との連携の下で、乳児院のアセスメント機能の充実を図る必要があります。

○乳児が一時保護になる理由はさまざまです。一時保護後の養育環境（家庭復帰・里親・他の児童福祉施設等）の確保に向けては、多様な職種が連携・協働した、アセスメントに基づく支援が求められます。

○入所時の健康診断については、原則児童相談所が実施することを乳児院は求めています。場合によっては健康診断を未実施のまま入所することも考えられます。その場合には、速やかに医療機関と連携してその対応を図ることが求められます。

○受け入れに当たって、事業計画等への記載とともにマニュアルが整備されていることが求められます。

(3) 評価の留意点

○施設が一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかどうかを、事業計画等への記載とともに記録等で確認します。

A(22) A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

【判断基準】

- a) 緊急一時保護を受け入れる体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。
- b) 緊急一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れ体制が十分ではない。
- c) 緊急一時保護を受け入れる体制が整わず、受け入れを行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 児童相談所から緊急一時保護を受け入れている。
- ☐ 緊急一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。
- ☐ 観察室での「観察期間」の実施を順守して対応を行っている。
- ☐ 入所時に、必要に応じて医療機関との連携をはかる等の対応を行っている。
- ☐ 感染症や潜伏期間等への対応が十分にできている。
- ☐ 受け入れ後の多職種による連携したアセスメントが実施されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○児童虐待に係る児童相談所への通告には、事例によっては直ちに安全の確認、緊急保護の必要な場合もあります。こども虐待対応の手引き（厚生労働省）では、生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進めるうえで、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応する事を原則とすべきとしており、乳児や重度の障害を有することも等は、児童相談所における一時保護が困難な場合があり、そのことにも対応できる施設への委託一時保護を検討するとしています。

○乳児院は、乳児について児童相談所から緊急一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能が期待されています。

○こどもの生命を守るための緊急一時保護の場合、こどもの情報がほとんどない場合もあり、受け入れに当たってのマニュアルが整備されていることが求められます。

○緊急一時保護委託の場合は、夜間・休日等に入所してくる場合があります。その場合健康診断等を受けてもらえないこともあることから、入所後速やかに医療機関と連携して対応を図ることが求められます。

(3) 評価の留意点

○施設が緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかどうかを、事業計画等への記載とともに記録等で確認します。